令和９年度［第１版］
令和８年10月15日公開

入園のしおり

認可保育園・認定こども園（２・３号認定）・地域型保育事業

【令和９年４月入園】

４月入園申込受付期間	**令和８年10月26日（月）～ 令和８年11月20日（金）**
４月結果発送予定日	**令和９年１月25日（月）** ※４月入園の申込は、内定の有無にかかわらず通知書をご自宅宛に送付します。

【令和９年度　年度途中の申込受付期間と利用調整会議日程一覧】

入園日	申込受付期間	利用調整会議日（結果発送予定日）
５月１日	３月16日（火）～ ４月12日（月）	４月15日（木）
６月１日	4月13日（火）～ ５月11日（火）	５月14日（金）
７月１日	5月12日（水）～ ６月10日（木）	６月15日（火）
８月１日	６月11日（金）～ ７月12日（月）	７月15日（木）
９月１日	７月13日（火）～ ８月９日（月）	８月13日（金）
10月１日	８月10日（火）～ ９月10日（金）	９月15日（水）
11月１日	９月13日（月）～ 10月12日（火）	10月15日（金）
12月１日	10月13日（水）～ 11月10日（水）	11月15日（月）
１月１日	11月11日（木）～ 12月10日（金）	12月15日（水）
２月１日	12月13日（月）～ １月11日（火）	１月14日（金）
３月１日	１月12日（水）～ ２月９日（水）	２月15日（火）

⚠ 新年度及び年度途中入所の共通注意事項 ⚠

・上記期間以外の受付はできません。
・通知書到着までの間、お電話等での結果問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。
・お申込みいただくと、年度内（令和10年３月１日入園分の利用調整）までは申込みを取り下げない限り有効となり、内定が出るまで毎月の利用調整対象となります。
・不承諾通知は年度内の初回申込月のみ発行いたします。
・令和10年度４月以降の利用調整には別途お申込が必要です。

目次

令和９年度の主な変更点・・・

令和９年度の主な変更点

令和９年４月入園申込から適用される主な変更点をお知らせします。
詳細は各ページ及び様式に記載されている内容をご確認のうえ、お申込みください。

●狛江市新設認可保育所について

令和９年４月より、狛江市認可保育所の「木下の保育園　喜多見」が新設されます。施設情報は、P.16をご確認ください。

●日曜窓口・夜間窓口について

令和８年度まで日曜窓口及び夜間窓口を設けておりましたが、令和９年度申込については行いません。平日のご来庁が困難な方は、郵送又は電子申請で手続きをお願いします。詳細は、P.７をご確認ください。

●年度途中の申込期限について

年度途中の申込受付期間は、各月の利用調整会議日の「２営業日前まで」から「３営業日前まで」としました。スケジュールの詳細は表紙をご確認ください。

●家庭福祉員　柳沢芳子さんについて

令和９年度より家庭福祉員の柳沢芳子さんは保育サービスを廃止いたします。あわせて、一時預かりの実施も令和９年度より廃止いたします。

1　申込から入園までの流れ

1　入園の申込ができる方

保育園は、保護者等が働いているなどの理由で、保育が必要な子どもたちのためにあります。毎日一定の時間、家庭の保護者に代わって保育するところで、子どもたちの生活の場でもあります。**「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」等という理由だけでは対象になりません。**

▼保育園へ入園できる基準（保育の必要性の事由）

保育園へ入園できる子どもは、両親のいずれも次の基準（１）から（８）までのいずれかの事情にある場合です。

（１）保護者が仕事をしている場合（※週３日かつ週12時間以上）
（２）離別、死亡、行方不明などの理由により保護者がいない場合
（３）保護者が出産、病気又は心身に障がいがある場合
（４）保護者が親族の看護又は介護にあたる場合（※週３日かつ週12時間以上）
（５）災害の復旧にあたっている場合
（６）児童が虐待を受けている又は再び受ける可能性がある場合
（７）保護者が求職活動・就学をしている場合（※就学は週３日かつ週12時間以上）
（８）その他の理由で保育にあたれない常態にある場合

▼育児休業取得中の方

申込み児童や、兄弟姉妹の育児休業取得中は復職することを条件に申込みが可能です。
復職する月からの入園対象ですが、月の初日に復職する場合はその前月からの入園対象です。

必要な要件
①申請時の就労証明書で上記の条件どおり復職予定と確認できること。
　または、育児休業期間を短縮できる旨が記載されていること。
②入園後に、復職したことがわかる復職証明書を提出すること。
　入園後に弟妹の育児休業を取得される場合は、P.20をご覧ください。

～例～
４月１日からの入園
→５月１日までに復職が必要

５月１日からの入園
→６月１日までに復職が必要

※１日が日曜・祝日等で勤務先が休業日であっても、復職日を繰り下げることはできません。

▼クラス年齢について

令和９年度のクラス年齢は、令和９年４月１日時点の年齢により決まります。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

令和８年度	
クラス年齢	**生年月日**
0歳児	R7.4.2～
１歳児	R6.4.2～R7.4.1
２歳児	R5.4.2～R6.4.1
３歳児	R4.4.2～R5.4.1
４歳児	R3.4.2～R4.4.1
５歳児	R2.4.2～R3.4.1

令和９年度	
クラス年齢	**生年月日**
0歳児	R8.4.2～
１歳児	R7.4.2～R8.4.1
２歳児	R6.4.2～R7.4.1
３歳児	R5.4.2～R6.4.1
４歳児	R4.4.2～R5.4.1
５歳児	R3.4.2～R4.4.1

(!) 令和8年4月2日～令和9年4月1日生まれは令和9年度も0歳児クラスです。

2 申込方法

下記に従って申込み手続きを行ってください。

狛江市内にお住まいの方

狛江市民として申込みを行い内定した方で、入所日の前日までに転出された（狛江市民でなくなった）場合、内定を取り消します。

市内の施設に申込みですか？

はい

市内の施設の申込み

- 表紙に記載のとおり、申込受付期間内にお申込みください。
- 受付締切日以降に出産予定で、生後57日目からの保育を希望する方も同じ受付期間です。

いいえ

入園希望日の前日までに狛江市から転出予定はありますか？

はい

入所希望日の前日までに相手自治体（※）へ転入予定の方

- 相手自治体（※）の指示に従い申込みを行ってください。
- 狛江市を経由しての申込みを指定された場合は、申込期日の１週間前には、相手自治体（※）が指定する書類を狛江市へご提出ください。

いいえ

狛江市から転出予定がない、または入所希望日以降に相手自治体（※）へ転入予定の方

- 狛江市から相手自治体（※）に対し申込みを行います。
- 相手自治体（※）が定める申込期日の１週間前には、相手自治体（※）が指定する書類を狛江市へご提出ください。

※「相手自治体」とは、申込み希望保育施設の所在する自治体を表します。「相手自治体」へ、「必要な書類」「提出期限」「申込方法」を確認してください。

狛江市外にお住まいの方

入園希望日の前日までに狛江市へ転入予定はありますか？

はい

入所希望日の前日までに狛江市へ転入予定の方

- 「狛江市内にお住まいの方」の内、「市内の施設の申込み」と同じようにお申込みください。
- 狛江市へ転入後すみやかに狛江市役所３階の児童育成課へお越しいただき、「令和９年度用保育所等入園申込記載事項変更届」により、住所の変更を届け出てください。
- 入所日の前日までに転入ができなかった場合、内定を取り消します。
- 申込書（A面-①）の申込児の状況において、「認可保育所に通所」にご記入がある方は、現在お住いの自治体へ在籍確認を行う場合がございます。

いいえ

狛江市へ転入予定がない、または入所希望日以降に狛江市へ転入予定の方

- 狛江市が指定する様式を、申込日現在で住民票がある自治体へご提出ください。
- 申込期間内に、住民票がある自治体から狛江市へ書類の提出が間に合うようご提出いただく必要がありますので、期間に余裕をもって書類をご用意ください。

※年齢と入園日によって入園（転園）申込みの制限があります。

区分	４月１日付け入園	５月１日付け入園以降
０～３歳児クラス	申込みできません	申込みできます
４・５歳児クラス	申込みできます	

3 申込

（１）仮申請　※４月入所のみ。全員必須。

仮申請は「仮申請番号」を取得するためのものです。次項に記載の**本申請まで完了しない場合、令和９年４月１日の入園・転園対象とはなりません。**本申請されない場合は、仮申請を行っていても未申請扱いとなります。また、仮申請をされずに申請書類を提出された場合も未申請扱いとなります。パソコンまたはスマートフォンをお持ちでない方は、ご相談ください。

【受付期間】

令和８年10月15日（木）～令和８年11月20日（金）

※以下の期間システムメンテナンス予定のためシステムの利用を停止します。
令和８年10月20日（火）22:00 ～ 令和８年10月21日（水）5:00
令和８年11月17日（火）22:00 ～ 令和８年11月18日（水）5:00

専用フォームにて「仮申請番号」を取得

1 QRコードから専用フォームへアクセスし、**仮申請を送信**

2 登録したメールアドレスに**完了メールが届く**

送信完了後、自動でメールが届きます。

3 仮申請番号を**本申請で使用**

届いたメールに記載の**「仮申請番号」を本申請の際に使用します。**

※上記のQRコードからアクセスできない場合は、以下のURLからアクセスしてください。
URL：https://logoform.jp/f/v3MDV
※URLはこまえ子育てねっとにも記載しています。

注意事項

- 送信完了後、仮申請していただいた内容を自動でメール通知します。
- 本申請の際に使用する仮申請番号を発行しますので、必ず控えてください。
- 仮申請番号はアルファベット２文字と数字８桁で構成されます。
- 仮申請番号は本申請が済むと受理番号として取り扱いますので大切に保管してください。
- 申込期限までに申込児童が出生していない場合、申込児童の氏名欄は「氏＋出産予定」と記してください。
  例「氏名：狛江　出産予定（カナ：コマエ　シュッサンヨテイ）」

仮申請番号

アルファベット2文字	数字８桁
ＡＢ	１２３４５６７８

児童ひとりにつき、１仮申請が必要です。
２人分申込む場合は、２回仮申請してください。

（２）本申請（申込）

下記、いずれかの方法によりお申込みください。
※申請書類の写しが必要な場合は、事前にご自身でコピーしてください。受付済みの書類はお返しできません。

窓口申請

窓口申請（受付）は、申込受付期間の土・日・祝日を除く、**午前８時30分から午後５時**までです。
申込の受付期間はしおりの表紙に記載しています。

郵送申請

注意事項

①必ず特定記録郵便を使用してください。
②郵送料はご自身で負担してください。
③下記の宛て先へご郵送ください。

宛先

〒201-8585
東京都狛江市和泉本町１丁目１番５号
狛江市 子ども家庭部 児童育成課
保育・幼稚園担当

４月１日入所申込

11月20日（金）の消印有効です。

５月１日入所以降申込

各月申込受付期間終了日の必着です。
申込受付期間は、表紙をご確認ください。

電子申請

４月１日入所申込みのみ

1 準備（資料を揃える）

必要書類のPDF化

あらかじめ資料をすべて用意してから入力を開始してください。
データ形式はPDFのみ可とします。

2 電子申請（LoGoフォーム）

上記のQRコードからアクセスできない場合は、以下からアクセスしてください。
https://logoform.jp/f/GdHyU

3 完了（送信して受付完了）

最終締切は、日本標準時刻
2026年11月20日（金）23時59分
までにアップロードが完了したもののみ有効。

注意事項

アクセス集中にご注意ください

申込受付期間の後半（特に締切日）は電子申請受付サイトが**混雑**し、アップロードに時間を要します。
必ず余裕を持って申請してください。

システムメンテナンス（以下の期間は利用を停止します）

令和８年10月20日（火）22:00～10月21日（水）5:00
令和８年11月17日（火）22:00～11月18日（水）5:00

各種提出書類の様式について
P.10に記載のQRからダウンロードしてご利用ください。

４月１日付け入所の本申請をした全ての方へ

受付期間内の申請内容変更について

以下は、申請内容変更の一例です。

- 希望保育園を追加・削除する
- 希望保育園の順位を変更する
- 添付資料を追加する
- 「令和９年度入所の審査に関する同意書」を取下

変更手続きは窓口のみ

保護者本人が来庁し、身分証明書をご持参ください。
※電話では受付できません。

受け付けた申込書に不備などがあった場合

不備・不足事項を記した書類を申請書に記載の住所へ送付いたします。
個別に指定した期日までに必要書類等の再提出をお願いします。
※軽微な不備の場合は、お電話で対応する場合があります。
※申込時点で狛江市外にお住まいの方で、申請時点の居住自治体を経由してお申込みの方は、原則、居住自治体を経由して不備の連絡をいたします。

受付期間終了後の申請内容変更について

- 新規入園申込の取下げ
- 転園申込の取下げ
- 希望保育園を一部削除する
- 「令和９年度入所の審査に関する同意書」の追加提出

変更手続きは窓口・一部郵送可

窓口手続き
保護者本人が来庁し、身分証明書をご持参ください。

郵送手続き
以下、２つの手続きは郵送で受付が可能です。

- 希望園の一部削除
- 「令和９年度入所の審査に関する同意書」の追加提出

＜手続きの期限＞	＜提出先＞
令和８年12月17日（木） ※郵送の場合は必着	狛江市役所３階 子ども家庭部児童育成課保育・幼稚園担当

「利用調整」に影響する以下の変更は受付期間終了後は認められません。
・希望園の追加や順番の入れ替え
・「令和９年度入所の審査に関する同意書」の取下げ

4 利用調整会議

保育所等利用調整基準指数表及び調整指数表により、申込みのあったお子さんの家庭状況等の実情を踏まえて利用調整のための指数を決定します。

その利用調整指数の高い世帯から順に調整し、希望施設に空きがあった場合に内定となります。

家庭状況等に変更があった場合は、利用調整にも影響がありますので、変更があり次第早急に、必ず届け出てください。

5 結果通知

下記のとおり、お知らせします。
市外にお住まいの方は、お住まいの自治体（申込受付をした自治体）から結果が届きます。

内定

＜新年度＞
内定通知書を発送します。
※内定となった場合は、繰り上げ利用調整の対象外となります。

＜年度途中＞
利用調整会議当日に電話連絡のうえ、内定通知書を発送します。

入園保留

- 初回のみ、保育所等入所保留通知書を発送します（以降必要な場合はご相談ください。）
- 申込書の有効期限は令和10年３月１日付け入園利用調整分までです。その間に希望施設に欠員が出た場合は、利用調整の対象となります。

※令和10年度の申込みは別途必要です。

子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定・認定証の交付は内定・入所保留通知書と同時期に発送します。

6 健康診断・面接

健康診断及び面接を行い、集団保育が可能と認められたときに入園決定となります。

7 入園

入園当初は、約 7～14 日間程度の**慣らし保育期間**があります。慣らし保育は、短時間の保育生活から徐々に時間を伸ばして、お子さんが無理なく保育施設での生活に入れるようにするものです。お子さんの状況でこの期間が延びる場合があります。**復職日は、慣らし保育期間を考慮してご検討ください。**

また、施設によって各家庭で用意・持参するものがあります。

入園後に必要となる書類

（１）復職証明書・・・育児休業期間中に入園となった場合は必要です。
４月に入所内定した方には、３月頃までには用紙をお送りします。
（２）就労証明書・・・求職期間中及び就労内定期間中に入園となった場合は必要です。
（３）令和９年度市区町村民税課税証明書又は非課税証明書（※年度にご注意ください）
※令和９年１月１日時点で国外にお住まいだった方等が対象です。
※両親分必要です。令和９年７月中旬頃に提出していただく予定です。
※延長保育料免除等の算定のため、同居の祖父母の市区町村民税課税証明書が必要になる場合があります。

2　転園申込

転園を希望する方は、次項にある転園申込書を児童育成課保育・幼稚園担当に提出してください。提出書類は、次項「３　提出書類」をご確認ください。

注意事項 ⓘ

・年度途中の転園は、利用調整において、新規の方の入園が優先になります。
・**転園が内定した場合、内定の辞退はできません**ので、ご注意ください。入園されている保育施設には、その時点で次のお子さんが内定しています。
内定を辞退して元の保育施設に戻ることはできません。

3　提出書類

書類の提出に係る注意事項 ⓘ

（１）兄弟姉妹等複数人の申込を行う場合においても、証明書類等は１部のみご提出で問題ございません。
（２）締切日間近のご提出・申請の場合や、不足書類が申込受付期間内に揃わなかった場合、指数の決定及び選考に際して不利になることがあります。ご注意ください。
（３）各種証明書類の有効期限は、発行日から３か月以内です。
（４）その他、必要書類の提出を求める場合があります。

入園のしおり及び各種証明書は、こまえ子育てねっとからダウンロー ドすることができます。

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。
（ホーム＞キーワードから探す＞幼稚園・保育園・保育サービス＞令和９年度保育施設入園申込関連書式）

入園のしおり
各種証明書

提出書類の詳細は次ページへ続く

必須書類

①令和９年度子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所（転園）申込書

②児童の健康・発達に関する記録表（申込締切月までに申込児童が出生していない場合は省略）

③令和９年度認可保育所等入園申込チェック表（年度途中申込時には不要）

④個人番号（マイナンバー）記入用紙（４月１日付けかつ電子申込の場合のみ必要）

４月申込みで電子申請の方のみ

※❶❷の両方を提出してください。

必要なもの	補足
❶個人番号（マイナンバー）記入用紙	
❷代表保護者の本人確認書類の写し **１点のみの添付でよいもの** **A** 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（両面）、在留カード等 **２点添付が必要なもの※Ｂを２点、またはＢとＣから各１点** **B** **顔写真のない官公署発行の書類等** 各種保険資格確認書、各種年金手帳、各種医療証、生活保護受給者証等 **C** **顔写真付きの民間発行の書類等** 学生証・社員証等、国または地方公共団体が発行した資格証明書で写真を貼付したもの	初めて子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請及び、保育所等入所申込をする場合かつ、電子申請（LoGo フォーム）で申請を行う場合、個人番号（マイナンバー）の提出が必要です。 電子申請の場合、電子フォーム上で❶及びマイナンバーカードの写しは提出できません。提出は窓口もしくは郵送にて提出ください。 電子提出の場合に限り必要書類をご提出ください。なお、５月１日付け入所以降は窓口または郵送申請のみのため、本手続きは不要です。

⑤本人確認書類（上述の④を提出される方は不要）

※提出が必要な方は以下の本人確認書類を提出してください。

必要なもの	補足
１点のみの添付でよいもの **A** 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（両面）、在留カード等 **２点添付が必要なもの※Ｂを２点、またはＢとＣから各１点** **B** **顔写真のない官公署発行の書類等** 各種保険資格確認書、各種年金手帳、各種医療証、生活保護受給者証等 **C** **顔写真付きの民間発行の書類等** 学生証・社員証等、国または地方公共団体が発行した資格証明書で写真を貼付したもの	４月１日付け入所申込において電子申込を行う場合で④を提出される場合、その手続きで本人確認書類を提出するため、本手続きは省略します。 窓口提出の場合は、必要なものを窓口へご持参ください。その場で本人確認を行います。 郵送提出の場合は、必要なものの写しを同封し提出してください。

⑥保護者が保育にあたれない状況を証明する書類（下記ア～クが両親ともに必要）

※ひとり親で、同一生計の祖父母等がいる場合は、その方が保育にあたれない状況を証明する書類（ア～クに準ずる）も必要です。
★印は市指定の様式の提出が必要

ア	外勤・内職	就労証明書（★）（会社記入）
イ	自営業 ・ 親族経営会社勤務	就労証明書（★）（自身で記入） ※いずれかの自営を証明する下記の書類の写しが必要です。 1. 直近の確定申告書（電子申告の場合には受付番号が付番された申告書（第１表・第２表）） 2. 開業届 3. 給与明細（専従者用・直近３か月） 4. 契約書（直近３か月が範囲内となっているもの 5. その他（納品書・領収書・メール・通帳の写し等相手先が分かる書類（直近３か月の各月１点ずつ））
ウ	就労内定	就労証明書（★）（会社記入）
エ	病気や障がいがある	障害者手帳の写し・診断書等 （**保育が困難との記載があるもの**。詳しくは問い合わせ又は市の様式を使用）
オ	介護にあたっている	介護を証明する書類（介護認定通知書・障害者手帳・療育手帳等の写し、診断書等）及び１週間の介護スケジュールが分かる書類（様式自由）
カ	就学	就学を証明する書類（在学証明書等）及び１週間の就学スケジュールが分かる書類（時間割表等、様式自由）
キ	出産（予定を含む）	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が分かるページの写し） ※就労中の方は、出産予定でも就労証明書が必要です。 ※入所可能年齢に達しなかった場合は、入所できず待機となります。入所可能年齢に到達する利用調整会議で、改めて利用調整を行います。
ク	求職活動	就労確約書（★）（自身で記入） ※ハローワークカード又は雇用保険受給資格者証の写し等が必要です。

該当する方のみ必要な書類　★印は市指定の様式の提出が必要

①以下の認可外保育サービスを利用して有償託児し、かつ現に保護者に保育の必要性がある方（育休、求職中、復職予定を除く）

※調整指数番号９又は10の加点には、証明書等の提出により、復職日が確認できた時点以降で直近の利用調整会議から加点になります。

	認可外等保育サービス	対象となる施設	必要書類	補足
月極的託児	認証保育所	東京都等に届出ている事業者に限る	▼「受託証明書」（★）（施設記入） または以下の❶と❷ ❶（受託開始日から）契約書の全て ❷直近１か月の保育料が支払い済であることが分かる領収書等の写し	・過去に利用がある場合も、必要書類を提出してください。 ・廃園・認可移行等の施設状況の変更により、託児先施設への継続通園が困難になる場合も、必要書類をご提出ください。
	家庭福祉員			
	認可外保育施設等	行政自治体に届出ている施設に限る		
	幼稚園等			
スポット的託児	ベビーシッター	東京都等に届出ている事業者に限る	▼「受託証明書」（★）（施設記入） または以下の❶と❷と❸ ❶入所申込日の１か月以上前から託児していることが分かる実績表 ❷直近１か月の保育料が支払い済であることが分かる領収書等の写し ❸託児を開始した日が分かる資料（利用登録に係る証明書等）	・ファミリー・サポート・センターの利用は、援助内容が「預かり（及び送迎）」のみに限ります。 ・原則、証明日を含む直近1か月分をご証明ください。ただし、病気療養等のやむを得ない事情により直近１か月の受託日数・時間が通常より少ない場合は、その事情が生じる前の証明で構いません。
	一時保育（幼稚園を除く）			
	・こども誰でも通園制度 ・多様な他者との関わりの機会創出事業			
	ファミリー・サポート・センター			

②入所希望日までに転入予定の方

必要書類	補足
・物件引き渡し日・転入先住所・契約した保護者名を明記した賃貸借契約書又は売買契約書（写し）等 ・狛江市内の祖父母宅に引っ越す等の場合は「同居予定申立書」（★） ・同一生計者全員分の住民票	転入予定者の申込みは、入所希望日の前日までに転入されることを条件に申込みを受け付けます。利用調整の結果、内定した場合であっても、入所希望日の前日までに転入ができなかった場合は、内定を取り消します。

③令和８年１月１日に狛江市に住民票のない方

必要書類	補足
令和８年度市区町村民税課税証明書又は非課税証明書	令和８年度課税証明書は、令和７年１月１日～令和７年12月31日までの収入によって決まり、令和８年１月１日に住民票を登録していた自治体で取得できます。

④育児休業期間延長を許容できる方（転入予定のない市外住民の方は提出できません）

必要書類	補足
令和９年度入所の審査に関する同意書（★）	同意書を提出された場合、提出されていない児童より利用調整順位を下位にします。ただし、入所申込をした施設に空きが生じ、上位順位に入所希望者がいなかった場合、入所内定を出します。

⑤保育士資格を有しており、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設又は企業主導型保育事業で、保育士として従事している方（新規入所申請の方のみ）

必要書類	補足
保育士証の写し	就労証明書の内容と併せて拝見します。育児休業中であっても、ご提出ください。

⑥離婚を前提とした別居中の場合

必要書類	補足
裁判所の呼び出し状等、離婚手続き中であることが分かる書類の写し、または「離婚を前提とした別居中の誓約書」（★）	「配偶者が死亡した場合」「離婚が成立した場合」は、書類の提出は不要です。

⑦同一住所に居住しているが、生計が完全に別の方がいる場合

必要書類	補足
それぞれの世帯の光熱水費（いずれか一つ、直近３か月分。）の領収証の写し	同一住所に居住する同居家族がいる場合は、その同居家族も含めた所得割額で世帯の階層判定をする場合があります。ただし、その同居家族と生計が完全に別であることが証明できる場合は、その限りではありません。

⑧入所申込時点で申込児童が出生前の場合（４月１日付け入所申込に限る）

必要書類	補足
出産前申込に係る確認書（★）	入所申込時点で申込児童が出生していない場合、複数の条件をご確認いただいた上でお申し込みいただきます。必ず確認書の内容をご確認、ご署名のうえご提出ください。

⑨保護者が保育にあたれない理由が「病気や障がいがある」「出産」「求職」以外で下記書類がある方

必要書類	補足
障害者手帳の写し、診断書、介護保険被保険者証、東京都が指定する難病の登録者証等	左記書類を提出することで、利用調整所上の加点が生じる場合があります。

4　市内保育施設・事業案内図

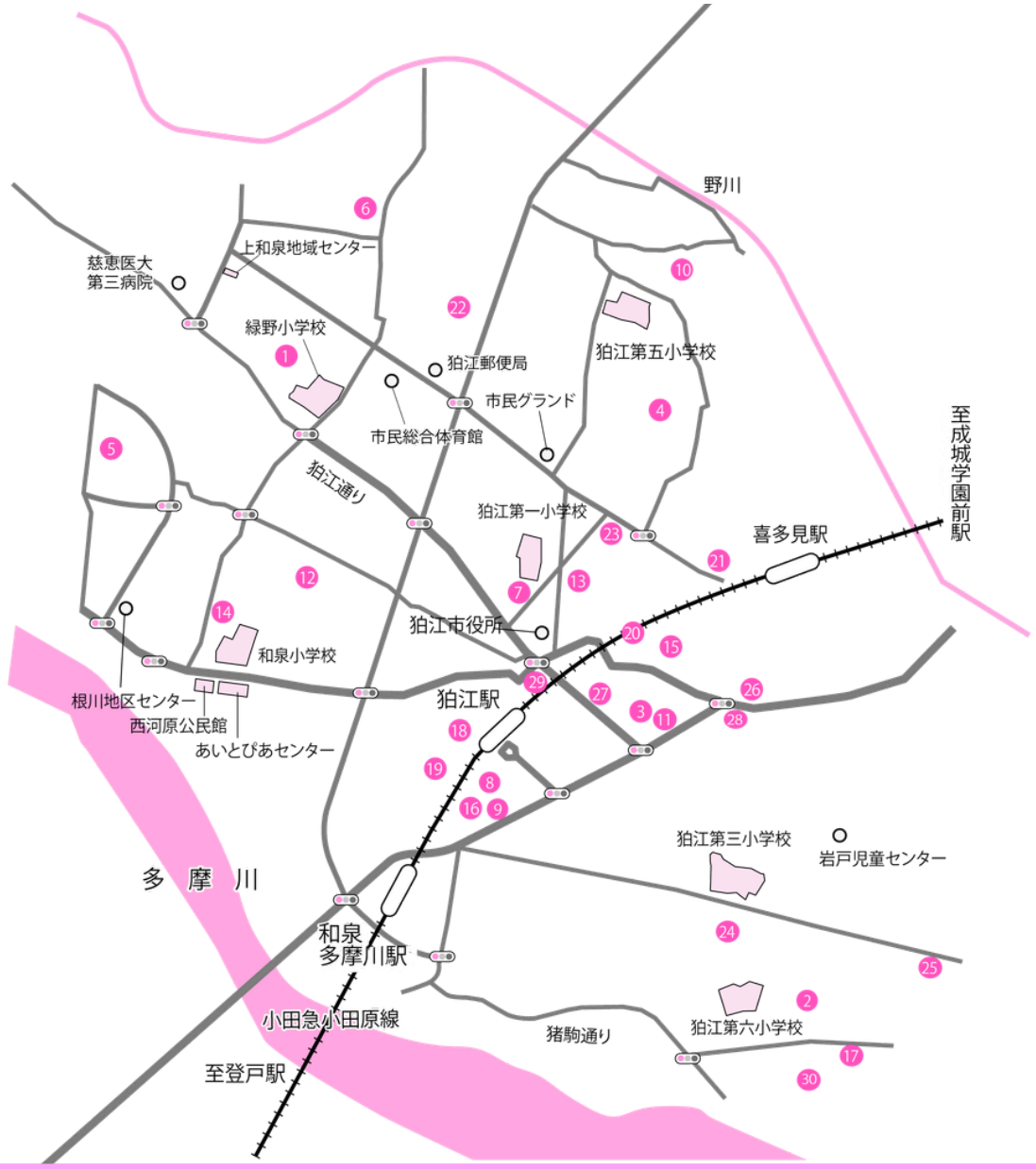

市内保育施設・事業一覧

区分	施設・事業名	区分	施設・事業名	区分	施設・事業名	区分	施設・事業名
市立保育園	① 藤塚保育園	私立保育園	⑤ 多摩川保育園	私立保育園	⑯ 狛江ちとせ保育園	事業所内保育事業	㉗ ヤクルト狛江あいあい保育園
	② 駒井保育園		⑥ 狛江保育園		⑰ 駒井町みんなの家	認証保育所	㉘ 一の橋こどもの家
	③ 駄倉保育園		⑦ 狛江子どもの家		⑱ いずみの森保育園		㉙ 木下の保育園　狛江
	④ 三島保育園		⑧ 虹のひかり保育園		⑲ 木下の保育園　元和泉	家庭福祉員	㉚ 白川　佳子
			⑨ ぎんきょう保育園		⑳ 木下の保育園　岩戸北		
			⑩ 東野川保育園みんなの家		㉑ 木下の保育園　喜多見		
			⑪ ベネッセ狛江南保育園	認定こども園	㉒ パイオニアキッズ西野川園		
			⑫ めぐみの森保育園	小規模保育事業	㉓ さつき家庭保育室		
			⑬ いずみ保育園		㉔ 一の橋赤ちゃんの家		
			⑭ グローバルキッズ狛江園		㉕ フレンドキッズランドこまえ		
			⑮ アスク岩戸北保育園		㉖ 狛江すずらん保育園		

㉒の幼稚園枠、㉗の従業員枠及び㉘～㉚は、園へ直接お申込みください。

5　狛江市に入園（利用）を申込む保育施設・事業一覧

（令和９年４月１日現在）

▼認可保育園

「認可保育園」とは、国の定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を満たす保育施設で、児童福祉法に基づく施設です。運営は国や都、市の公費や保育料等でまかなわれています。

	保育園名	住　所	電　話	開始月齢・年齢	延長保育	年齢別クラス定数（単位：人）						定数合計
						0	1	2	3	4	5	
市立	①藤塚保育園　※１	和泉本町４-７-35	3489-2835	**満６か月**	○	3	13	18	20	22	22	98
市立	②駒井保育園	駒井町２-28-６	3480-9361	生後57日目	○	6	18	20	23	24	24	115
市立	③駄倉保育園	岩戸北３-20-２	3489-5415	生後57日目	○	12	18	21	23	25	25	124
市立	④三島保育園	東野川１-32-２	3488-3898	生後57日目	○	6	13	20	21	24	24	108
私立	⑤多摩川保育園　※２	西和泉１-５-１	042-483-4667	生後57日目	○	6(12)	8(15)	8(18)	12(25)	14(25)	12(25)	60(120)
私立	⑥狛江保育園	西野川４-12-１	3480-0069	**満６か月**	×	9	12	15	18	18	18	90
私立	⑦狛江子どもの家　※３	和泉本町１-36-４	3488-1231	生後57日目	○	9	12	13	13			47
私立	⑧虹のひかり保育園	東和泉１-32-18	5761-2737	生後57日目	○	12	18	20	20	20	20	110
私立	⑨ぎんきょう保育園	東和泉1-34-25	3430-5822	生後57日目	○	5	13	13	13	13	13	70
私立	⑩東野川保育園みんなの家	東野川４-９-７	3430-8778	生後57日目	○	3	9	10	12	13	13	60
私立	⑪ベネッセ狛江南保育園	岩戸北３-23-８	5761-2471	生後57日目	○	6	10	12	12	12	12	64
私立	⑫めぐみの森保育園	中和泉３-12-６	3480-4448	生後57日目	○	9	15	24	24	24	24	120
私立	⑬いずみ保育園	岩戸北１-１-12	3480-0598	生後57日目	○	12	16	20	22	25	25	120
私立	⑭グローバルキッズ狛江園	中和泉３-19-14	3430-7400	生後57日目	○	6	15	18	20	20	20	99
私立	⑮アスク岩戸北保育園	岩戸北３-３-23	5761-2771	生後57日目	○	6	18	18	18	18	18	96
私立	⑯狛江ちとせ保育園	東和泉１-35-10	3488-1281	生後57日目	○	12	15	15	16	16	16	90
私立	⑰駒井町みんなの家	駒井町３-36-１	3480-1106	生後57日目	○	6	10	15	15	15	15	76
私立	⑱いずみの森保育園	元和泉１-10-10	5761-7747	生後57日目	○	6	16	18	20	20	20	100
私立	⑲木下の保育園元和泉	元和泉１-19-４	5761-4788	生後57日目	○	9	15	16	23	23	23	109
私立	⑳木下の保育園岩戸北	岩戸北３-１-19	5761-5870	生後57日目	○	10	20	20	20	20	20	110
私立	㉑木下の保育園喜多見	岩戸北２-19-２	（未定）	生後57日目	○	6	18	18	20	20	20	102

※１　藤塚保育園は、都営狛江団地の建替に伴い、移転する可能性があります（時期未定）。

※２　多摩川保育園は、毎年申込み状況に応じて、調布市と狛江市がそれぞれの定員数を決定するため変更となる場合がございます。（　）内は調布市と狛江市の合計です。調布市民は、調布市に対して申込みをしてください。また、狛江市外にお住まいの方（調布市除く）で狛江市への転入予定がない方は、お住いの自治体を経由して狛江市へお申し込みください。

※３　３歳児クラス終了後に転園を希望する場合は、優先的に利用調整を行います（P.25参照）。

▼認定こども園（2号・３号）

「認定こども園」とは、幼稚園と保育園両方の機能を併せ持った教育・保育を一体的に行う施設です。また、地域における子育て支援を行う機能も備えています。

	保育園名	住　所	電　話	開始月齢・年齢	延長保育	年齢別クラス定数（単位：人）						定数合計
						0	1	2	3	4	5	
私立	㉒パイオニアキッズ西野川園	西野川２-４-15	5761-9234	生後57日目	○	9	15	18	25	25	25	117

※　３歳～５歳については、１号認定（幼稚園枠）を若干名含みます。

▼地域型保育事業

「地域型保育事業」とは、子ども・子育て支援新制度において創設された２歳児クラスまでの児童を保育する新たな認可保育事業です。１か月の利用者負担額（保育料）は、認可保育園等と同じく世帯の市区町村民税所得割額により算定します。受入年齢に制限があるため、卒園後の認可保育園等への転園に当たっては、優先的に利用調整されます。（P.25参照）

■ 小規模保育事業

「地域型保育事業」の内、「小規模保育事業」は、６～19名の定員で家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行います。定員や児童１人あたりの面積等の基準により、Ａ型、Ｂ型、Ｃ型の３類型に分かれます。

	保育園名	住　所	電　話	開始月齢・年齢	延長保育	年齢別クラス定数（単位：人）						定数合計
						0	1	2	3	4	5	
私立	㉓さつき家庭保育室	岩戸北１-15-９	3430-3413	**満６か月**	×	3	12					15
	㉔一の橋赤ちゃんの家	駒井町１-15-32	5761-9219	生後57日目	○	2	8	9				19
	㉕フレンドキッズランドこまえ	岩戸南４-22-７	5761-5392	**１歳児**	○		9	10				19
	㉖狛江すずらん保育園	岩戸北３-14-23	5761-5743	**満６か月**	○	3	8	8				19

■ 事業所内保育事業

「地域型保育事業」の内、「事業所内保育所」は、会社等事業所の保育施設等で、従業員の子どもだけでなく地域の子どもも一緒に保育を行います。

	保育園名	住　所	電　話	開始月齢・年齢	延長保育	年齢別クラス定数（単位：人）						定数合計
						0	1	2	3	4	5	
私立	㉗ヤクルト狛江あいあい保育園	東和泉１-３-15	3480-4958	**１歳児**	×	-(2)	6(8)	7(9)				13(19)

※　（　）内は地域型保育事業の定員と従業員利用の定員の合計です。

6　保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）と必要量

▼保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について

教育・保育給付認定とは、保育園や認定こども園、事業所内保育事業等の地域型保育事業を利用する場合に必要な手続きで、保育の必要性や必要量を判定するものです。教育・保育給付認定は、保育園等入園申込と同時の手続きとなりますので、別途手続きの必要はありません。認定は、下表のとおり３つの区分に分かれます。

区分	対象	利用先
１号認定　教育標準時間認定	児童が満３歳以上で、教育を希望される場合	認定こども園（幼稚園枠）、新制度の幼稚園
２号認定　満３歳以上保育認定	児童が満３歳以上で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園、認定こども園（保育枠）
３号認定　満３歳未満保育認定	児童が満３歳未満で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園、認定こども園（保育枠）、地域型保育事業

※狛江市には令和９年４月１日現在、新制度に移行する幼稚園はありません。
※「保育の必要性の事由」については、P.４をご参照ください。

▼保育の必要量について

２号及び３号認定は、保育の必要量に応じて**「保育標準時間」「保育短時間」**に分類されます。

保育標準時間	１日 11 時間の枠の中で必要に応じて保育を利用
保育短時間	１日８時間の枠の中で必要に応じて保育を利用

保育利用時間のイメージ（公立保育園の例）

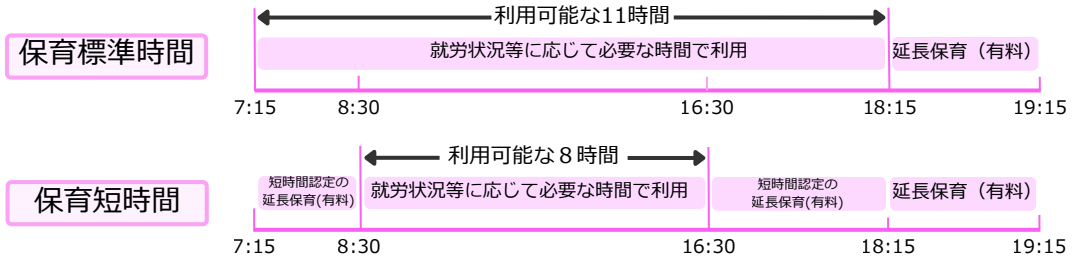

※１　市内保育施設では、保育短時間の利用可能な保育時間は８時30分～16時30分としています。
（施設により保育短時間の利用可能時間が異なる場合がございます。各施設にご確認ください。）
※２　開所時間や延長保育時間、月齢に応じた利用可能時間は各施設で設定しています。
詳しくは最終ページの保育施設紹介でご確認ください。
※３　保育短時間の延長保育料は公立15分150円です。私立は各園にご確認ください。

▼保育時間について

保育施設は月曜日から土曜日まで（一部、金曜日まで）開所しています（日曜日・祝日・年末年始はお休みです）。お子さんの保育時間は、保護者の通勤時間等の事情を考慮して開園時間の範囲内で決められますので、入園後に施設長にご相談ください。

また、お子さんが無理なく保育施設での生活に入れるようにする慣らし保育時間があります。

各保育施設の開園時間及び年齢ごとの保育時間は、保育施設により異なります。詳しくは本しおり最終ページ「16　保育施設紹介」のリンクからこまえ子育てねっとをご覧ください。

7　保育の実施期間

保育の実施期間は、小学校就学始期までの間で必要な期間となります。ただし、以下の場合は実施期間が異なります（期間が限定されます）。
引き続き継続通園を希望される方は、就労証明書等を提出していただく必要があります。
（１）求職中の方・・・・保育実施開始日から２か月以内
（２）母親の出産・・・・出産予定月及びその前後２か月の合計５か月以内
（３）就労内定の方・・・保育実施開始日から１か月以内

8　延長保育

通常の開園時間までにお迎えが間に合わない世帯を対象に、1～３時間の延長保育を実施している施設があります。**※延長保育は定員制のため、希望しても利用できない場合がありますのでご了承ください。**

（１）申込手続きについて
延長保育を希望する場合は、入園とは別に各保育施設で申込が必要です。
申込に必要な申請書は、各保育施設にあります。

（２）延長保育料について
延長保育の利用には、通常の利用者負担額とは別に延長保育料がかかります。延長保育料は幼児教育・保育の無償化の対象外です。市区町村民税非課税世帯の場合は免除又は一部免除制度があります。公立保育園に係る延長保育料は狛江市へ、私立保育園等に係る延長保育料は施設へお支払いいただきますので、必要に応じて狛江市または施設へ支払い方法をご確認ください。

（３）実施施設の詳細
「補食」はおにぎり程度を表していますが、具体的な献立など食事に関する内容は、直接施設にご確認ください。

各保育施設の延長保育の詳細は保育施設により異なります。詳しくは本しおり最終ページ「１８保育施設紹介」のリンクからこまえ子育てねっとをご覧ください。

9　利用者負担額（保育料）（０～２歳児クラス）

狛江市民の利用者負担額（保育料）は、令和７年９月から無償化（無料）としました。なお、３～５歳児クラスは国による無償化に伴い、利用者負担額が無償となります。

▼利用者負担額等の滞納処分

過去５年以内に申込児の兄弟姉妹の利用者負担額等の滞納がある場合は、滞納分を清算していただいてからの新規入園となります。なお、市外保育施設の滞納分も対象となります。清算の方法等につきましてはご相談ください。
入園後に利用者負担額等を滞納すると、保育施設を通じて直接通知することがあります。また、自宅及び勤務先への電話や給与差押え等の滞納処分を行うことがあります。

▼狛江市外にお住まいの方

狛江市外にお住まいの方が狛江市内の認可保育所等に在籍している場合の利用者負担額（保育料）は、お住まいの自治体が決定します。その場合の利用者負担額（保育料）の徴収は、狛江市で行う場合がありますので、必要に応じて個別にお支払い方法をご案内いたします。なお、毎月1日に保育施設に在籍している場合は、その月分の利用者負担額をお支払いただきます（利用者負担額は日割り計算いたしませんので、月の途中で退園しても１か月分の利用者負担額をお支払いただきます。休園される場合も利用者負担額をお支払いただきます）。
令和８年度及び令和９年度の市区町村民税額の修正や更正をされた場合は、必ず変更後の市区町村民税額が分かる書類の写しを提出してください。利用者負担額が変更になる場合があります。

１０　給食費

令和７年９月から、狛江市民の利用者負担額（保育料）の無償化に合わせて、狛江市民の３～５歳児クラスの給食費も無償化（無料）といたしましたので、狛江市民の保護者の皆様のご負担は生じません。

なお、０～２歳児クラスは、給食費を保育料に含めて徴収していましたが、令和７年９月から利用者負担額（保育料）を無償化（無料）しましたので、給食費のご負担は生じません。

１１　入園後のお願い

▼届出について

入園後、保護者やお子さんの状況に変化が生じたときは、すみやかに児童育成課保育・幼稚園担当に届け出てください。

①保育施設を辞めるとき
②市外へ転出するとき
※引き続き入園の実施を希望しながら市外転出する場合は、実施機関が変わりますので転出先の役所に必ず届け出てください。
③休園するとき
※**１か月以上**連続して欠席する場合、休園となります。
休園は原則２か月まで、かつ、市が認める三つの理由（❶児童の疾病又は負傷❷里帰り出産❸健康診断等での保育所通園停止勧告）に限り休園が認められます。
④保護者が退職や転職したとき
⑤市内転居・氏名変更・その他出産等家族状況に変化があったとき
⑥下のお子さんが出生したとき

▼育児休業を取得する方へ

上のお子さんの入園後に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、出産後、１年を超える日が属する年度の翌年度の４月末までは継続して通園することができます。ただし、育児休業の対象となる児童（下のお子さん）が、認可保育所等の利用調整の結果「保留（待機）」となった場合、**保留となる入所希望月の翌月末日まで**在籍期間を延長します。また、引き続き「保留（待機）」の状況が継続する場合、**育児休業の対象となる児童の出産後２年に達する日が属する月の末日まで**を限度とし延長を可能とします。

◇上子在籍中（＝入園後）で、下子の育児休業を開始した時の、上子が通園できる期間

下子の誕生日	R7.4.2～R8.4.1	R8.4.2～R9.4.1	R9.4.2～R10.4.1
通園可能な期間	R9.4.30まで （R9年度）	R10.4.30まで （R10年度）	R11.４.30まで （R11年度）

出産後、１年を超える日が属する年度の翌年度に上子が５歳児クラスに進級している場合には、上記の限りではありません。

※上のお子さんの入園前に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、入園日の翌月１日までに復職することが必要です。

▼継続審査（家庭状況報告書）について

入園後も保育が必要であることを確認するため、毎年１回保育要件を確認するための書類を提出していただきます。

※継続審査に必要な書類を提出しない場合や、継続審査の結果、保育の必要性が認定されない場合には、退園となることがあります。

１２　その他

▼障がい児統合保育について

公立保育園	集団保育が可能であり障がいの程度が中程度以下の児童を対象に、障がい児統合保育を実施しています。障がいや発達等で不安のある場合は、必ず事前にご相談ください。
私立保育園	受け入れが可能かどうかは、お電話や事前の見学などにより、直接各園へご相談ください。

▼アレルギー対応について

アレルギーの種類に応じて対応を検討させていただきますのでご相談ください。可能な限り給食対応を行っていますが、重度の食物アレルギーの場合は給食対応ができない場合があります。

▼医療的ケアについて

医療的ケア（導尿や吸引など）や医療行為の必要があるお子様の保育施設の利用を希望する場合、通常の申込みの前に医療的ケアの実施可否の検討を行うため、必ず予めご相談ください。令和10年度４月入所を希望する場合には、令和９年６月末までにご相談ください。

入園申込までの保護者が行う手続きの大まかな流れ

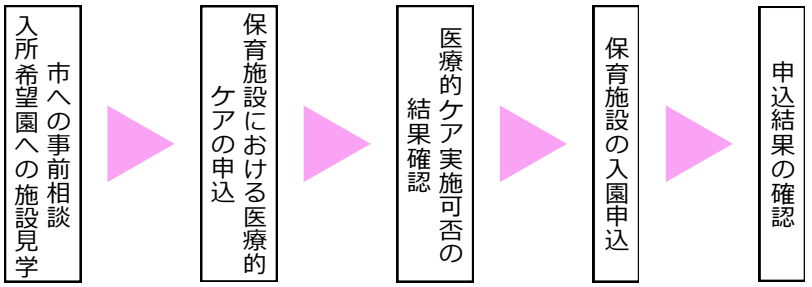

▼宗教食について

宗教上の理由により、食べられない食材があるお子さんについては、食べられない食材が入った料理（メニュー）の場合は家庭より弁当を持参していただきます。

１３　保育所等利用調整基準指数表

実施基準番号	類型	細目	状況	基準指数
1	労働	外勤 在宅勤務 居宅外自営 居宅内自営	週５日以上勤務し、週40時間以上の就労を常態	20
			週５日以上勤務し、週35時間以上の就労を常態	17
			週４日以上勤務し、週30時間以上の就労を常態	14
			週４日以上勤務し、週25時間以上の就労を常態	12
			週３日以上勤務し、週20時間以上の就労を常態	10
			週３日以上勤務し、週12時間以上の就労を常態	8
2	内職	内職	週４日以上、日中週30時間以上の就労を常態	10
			週３日以上、日中週12時間以上の就労を常態	8
3	不存在	不存在	死別・離婚・行方不明・拘禁・未婚	25
		別居	離婚を前提とした別居	20
4	出産 疾病 障がい	出産	出産前後の休養のため保育に当たることができない場合	15
		入院	１月以上の入院	25
		居宅内療養	常時病臥(が)・感染症	25
			精神性の疾病で精神障害者保健福祉手帳３級程度以上	25
			精神性の疾病で上記以外の程度	18
			上記以外の疾病で安静を要する状態	18
			上記以外の疾病で通院加療を要する状態	15
		障がい	身体障害者手帳２級（内部・聴覚３級）以上、精神障害者保健福祉手帳３級以上、愛の手帳所持、要介護１以上	25
			身体障害者手帳３・４級、要支援	18
			身体障害者手帳５級以下	10
5	介護	居宅外介護	週５日以上、日中週30時間以上の付添い・居宅外介護	21
			週４日以上、日中週20時間以上の付添い・居宅外介護	15
			週３日以上、日中週12時間以上の付添い・居宅外介護	10
		居宅内介護	重度心身障害者等の全介護（特別な介護及び医療行為等を要する又は著しい問題行動等のため常時目が離せず、日中全く保育に当たれない場合）	21
			常時観察（知的障がい・精神性疾病・認知症等の見守りを含む。）と介護（食事・排せつ・入浴等）を必要とする場合	15
			上記以外の場合	8
6	災害	火災等による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たることができない場合（発生から６月以内とする。）		25
7	その他	就学等	日中、学校等への就学又は通所のために保育に当たることができない場合	※①
		求職	求職活動のため、日中外出を常態	5
		上記のほか、市長が明らかに保育を必要と認める場合		※②

備考

1　保護者の状況について提出された証明書等から確認し、本表より保育所等利用調整基準指数を求める。（基準指数は、保護者それぞれ前ページのどれかひとつにしか当てはまりません。）

2　※①は、外勤の基準指数を準用する。

3　※②は、実施基準番号１から７までを準用する。

4　就労時間には、通勤時間は含まず、休憩時間は含む。

5　居宅外自営とは、自営であって、居宅と仕事場の住所が異なる場合をいう。

6　居宅内自営とは、居宅において事業に従事していることをいう。ただし、事務所が居宅であっても、就労場所が居宅外であれば居宅外自営とみなす。

7　内職とは、居宅内において賃仕事に従事していることをいう。賃仕事の認定は、就労形態及び収入の実績を考慮して行う。その収入が生計に占める割合が大きいときは自営と判断する。

8　勤務日数及び時間が変則的な場合は、１月の日数等から平均するなどして１週間当たりの日数等を求める。

9　離婚は、家庭裁判所において離婚調停中の場合を含む。

10　離婚を前提とした別居は、住民基本台帳法の規定上、児童の保護者がその配偶者と同住所となっている場合は、原則として含まない。

11　入院とは、１月以上入院している場合又は入院が決定している場合をいう。ただし、１月未満でも、他に児童を保育する手段のない場合を含む。

12　精神性の疾病とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療が適用される程度の症状の場合をいう。

13　常時病臥(が)とは、現に常時病床に伏しており、将来もおおむね１月以上その状態が継続することが明らかな場合をいう。

14　感染症とは、医師が隔離を必要と認めた疾患をいう。

15　安静を要するとは、医師等がおおむね１月以上の自宅療養を認めた場合をいう。

16　通院加療を要するとは、医師等がおおむね１月以上の通院加療及びそれによる日常生活又は社会活動上の制限が必要と認めた場合をいう。

17　要介護１以上及び要支援とは、介護保険法に基づく要介護等認定でそれぞれ認定されていることをいう。認定期間が過ぎているものは含まない。

18　居宅外介護とは、入院の付添い（完全看護の場合、医師の指示等により特別に必要な場合等）及び通院、施設等への通所の付添い又は同居家族以外の者の介護に１日４時間、週３日以上あたっている場合をいう。ただし、付添い又は介護に対し報酬を得ている場合を除く。

19　居宅内介護とは、自宅において同居する家族に対して、主たる介護者として日中ほぼ常時介護を行う場合をいう。ただし、介護に対し報酬を得ている場合を除く。

20　学校等とは、学校教育法に定める学校、国、東京都若しくは市町村が設置する職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設及び就労若しくは事業開始に必要な資格又は技能の習得のための専門学校とする。

21　前各項に定めるほか、保育の実施基準の解釈については、利用調整会議において審議する。

１４　調整指数表

調整指数番号	条件	詳細	調整指数
1	父母がいない場合又はひとり親世帯で保育を行える同居親族等がいない場合	生活保護世帯	20
2		市民税非課税世帯	18
3		上記以外の場合	15
4	ひとり親世帯で保育を行える同居親族等がいる場合		10
5	生活保護世帯（ひとり親世帯を除く。）		13
6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		2
7	該当する実施基準番号に応じた理由により、保護者のいずれかが入所希望日時点において単身赴任又は別居している場合（離婚を前提とするもの、家庭内暴力等による別居は除く。）		2
8	市外からの転入（予定）者で、遠距離のため申込児が前住所地の認可保育所、認定こども園（幼稚園枠除く。）又は地域型保育事業施設に通所が困難になった場合		2
9	既に託児を開始している者（育児休業取得中、求職中及び復職予定を除き、託児時間等が週３日以上週12時間以上の場合に限る。）	申込児を認可外保育施設（家庭的保育事業を行う施設を含む。）、一時保育（幼稚園除く。）又はベビーシッター等（東京都等に届け出て運営している施設等に限る。）に有償で託児を開始している場合	3
10		申込児が幼稚園に在籍又はこども誰でも通園制度を含む多様な他者との関わりの機会の創出事業を利用している場合	1
11	調整指数番号８から10まで又は21のいずれかに該当し、廃園・認可移行等の施設の状況の変更により、施設への継続通所が不可能になる場合（退園する月の翌月以降の入所について適用する。）		1
12	申込児が中程度以下の障がいがあり、身体障害者手帳又は療育手帳を有している場合		3
13	申込児が入所希望日時点において未就学児の兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合		4
14	申込児が調整指数番号９に該当し、入所希望日時点において未就学児の兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合		1
15	入所の申込時に利用者負担額等の滞納がある場合		-5
16	保護者が疾病又は障がい（実施基準番号１、２、５、６又は７（求職を除く。）に適用する。）を有する場合	身体障害者手帳４級以上、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳所持者又は要介護認定（要支援を含む。）を受けている場合	4
17		東京都が指定する難病又は精神性の疾患である場合	4
18		身体障害者手帳５級以下所持者又は上記以外の通院加療中の疾患があり、保育に著しく負担がかかる場合	2
19	実施基準番号１、２、５又は７がそれぞれ重複しており、就労、介護、就学又は求職の時間が制限されている場合（実施基準番号１及び２は重複とみなさない。）		3
20	保育士資格を有しており、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設又は企業主導型保育事業にて、保育士として従事している場合（実施基準番号１に該当し、かつ、新規入所申請の場合に限る。）		2
21	申込児が調整指数番号９及び20に該当する場合		3
22	就労内定者（入所日の翌月１日までに就業を開始する場合に限る。）		-1
23	就学中の者（実施基準番号７に該当する場合に限る。）		-2
24	入所内定を辞退した者		-3

備考

・調整指数は、事実を確認するために必要な書類が提出されない場合、適用しないことがある。
・上記以外に児童福祉の観点から特に緊急度が高いと判断した場合は、調整を行う。
・調整指数番号１から15まで、20、21及び24に該当する場合は、世帯の利用調整基準指数を増減させる。
・調整指数番号16から19まで、22及び23に該当する場合は、保護者の利用調整基準指数を増減させる。
・調整指数番号１から５までに該当する場合は、いずれかの調整指数を適用する。
・調整指数番号９から11までは、各入所申込受付期間の終了日までに該当した場合において、当該入所希望日の調整指数として適用する。
・調整指数番号８又は10に該当する場合で13に該当するときは、13を適用する。
・調整指数番号9に該当する場合は、13を適用しない。

・調整指数番号９の一時保育又はベビーシッター等に託児を開始している者のうち、短期的な利用者については、入所申込日の１か月以上前から利用している場合にのみ適用する。
・調整指数番号９及び10を合算しないと週３日以上、かつ、週12時間以上を達成しない場合は、10を適用する。
・調整指数番号16から18までに該当する場合は、それぞれにおいていずれかの調整指数を適用する。

以下、保護者が保育士として従事している場合の備考
・調整指数番号20に該当する見込みであっても、入所日時点で加点要件を満たさなかった場合は、入所を取り消す。
・調整指数番号20に該当し、かつ各入所申込受付期間の終了日までに就労内定の状態である場合は、22を適用する。
・調整指数番号9及び20に該当する場合は、21を適用する。ただし９、14及び20に該当する場合は全ての指数を適用する。
・調整指数番号13及び20に該当する場合は、全ての指数を適用する。

１５　利用調整の順番

下記の（１）から（７）の順に利用調整を行います。
ただし、（１）から（４）は新年度（４月入所）の利用調整にのみ適用いたします。

新年度	年度途中	順番
↓	×	（１）狛江子どもの家に入園している児童（管外受託児童を除く。）が３歳児クラスで終了するにあたって、転園を希望する場合
		（２）地域型保育事業を利用する児童（事業所内保育事業の従業員枠及び管外受託児童を除く。）が、保育の実施期間が終了するにあたって保育所等への転園を希望する場合
		（３）市内認可外保育施設の廃止に伴い、施設設置者が発出した当該施設の廃止に関する文書を市において収受した日以前に当該施設の入所を契約していた児童が、廃止予定日以降に認可保育所への入所を希望する場合
		（４）別の保育所等に兄弟姉妹が入所している児童が当該保育所への転園を希望する場合
	↓	（５）上記（１）から（４）のいずれにも該当せず、以下（６）または（７）にも該当しない場合
		（６）「入所の審査に関する同意書」を提出している場合
		（７）入所希望日までに狛江市への転入予定がない場合

※狛江市教育・保育給付の認定に関する規則第３条第８号に該当する家庭の児童については、上記の順番によらず優先的に利用調整を行う場合があります。
※（１）と（２）に係る利用調整の順番は、令和８年12月１日付けで在籍している児童に限り適用。

同一指数世帯の優先順位

優先段階	条　　件
第1段階	実施基準番号間の優先順位（３→４→１→５→２→６→７）
第２段階	申込児の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が既に希望保育園に入園している世帯
第3段階	申込児を認可外保育所その他に有償で託児している期間が長い世帯（認可保育園からの転園を除く。）※期間の開始日は受託開始日と復職日を比べ、新しい日付を採用する
第４段階	低所得世帯（市区町村民税額が低い世帯）

１６　その他の保育サービス

▼一時預かりについて

保護者の方が、出産・病気などでお子さんを家庭で見ることができなくなったときに、一時的にお子さんをお預かりします。詳しくは、各お問い合わせ先にご連絡ください。

実施施設（令和９年４月１日現在）　※狛江市民のみ利用可能です。

	施設名	対象	問い合わせ先
①	駄倉保育園	満１歳から就学前までの健康で集団保育が可能な幼児	一時保育専用ダイヤル 090-3239-9083
②	めぐみの森保育園	生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	一時保育専用ダイヤル 070-5088-3568
③	狛江保育園	当該年度４月１日時点で満２歳から就学前の健康で集団保育が可能な幼児	03-3480-0069
④	いずみ保育園	生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	03-3480-0598
⑤	東野川保育園みんなの家	生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	03-3430-8778
⑥	狛江ちとせ保育園	生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	090-6723-1029
⑦	多摩川保育園	生後６か月から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児	042-483-4667
⑧	認証保育所２園	認証保育所では、在籍児童の状況等に応じて一時保育を実施しています。状況によって実施していない場合もありますので、下記「（７）認可外保育施設について」を参照のうえ各施設へ直接お問い合わせください。	
⑨	子ども家庭支援センターたんぽぽ	生後６か月就学前までの健康で集団保育が可能な児童	子ども家庭支援センター 一時預かり専用電話 03-5761-9016

③狛江保育園、⑧認証保育所２園、⑨子ども家庭支援センターたんぽぽの利用に係る資料は児童育成課にて配布しておりませんので、直接施設にお問い合わせください。

▼こども誰でも通園制度について

子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多用な働き方やライフスタイルに関わらず支援を行うため、令和８年度よりこども誰でも通園制度を実施しています。

本制度は、幼稚園や保育所等に在籍していない方を対象とし、月一定時間の利用枠の中で就労要件等を問わず柔軟に利用できる通園制度です。

対象児童や実施施設等の詳細は、「こまえ子育てねっと」（QRコード）をご確認ください。

QRコード

▼認可外保育施設について

狛江市には、認証保育所等の認可外保育施設があります。申込み方法・空き状況等については、各施設へ直接ご確認ください。狛江市外の認証保育所等の認可外保育施設もご利用可能です。

認証保育所

施設名	所在地・電話	定員及び保育年齢	開所時間	食事	保育料（月額）
木下の保育園狛江	元和泉１－１－２ ☎3430-0422	30名 0歳～２歳児	月～土 7：30～20：30	給食	各事業所が設定した額
【選考方法】木下の保育園の入園内定の選考は抽選となります。抽選結果のお問合せにつきましては、ご遠慮ください。					
一の橋こどもの家	岩戸南１－３－１２ ミラドール一の橋１階 ☎3430-7019	35名 0歳～5歳児	月～土 7：00～21：00	給食	各事業所が設定した額
【選考方法】子ども・子育て関連３法に基づき、認可保育園入所基準と同様「保育が必要な児童」を優先しています。但し、雇用状況を確認し認証保育の特色でもある13時間保育を利用しなければならない勤務者を選考しています。子育て中は常勤が困難な場合があるため、短時間労働も認めています。					

家庭福祉員（保育ママ）

保育士等の資格がある方や専門の研修を受けた方が家庭的な環境で保育をする保育サービスです。当保育サービスは、狛江市民のみ利用可能です。

施設名	所在地・電話	定員及び保育年齢	開所時間	食事	保育料（月額）
白川　佳子さん	駒井町３-32-17 ☎3488-9323	３名 ３歳未満	月～金 原則として８時間 （8：00～17：30の間）	弁当持参	42,000円

▼病児保育について

病児保育のご案内

子を持つ親にとってお子さんの病気の時が一番困ります。
仕事を休まなくてはならない、看病をしてくれる人がいない…など、どうしても体調が悪いお子さんの面倒が看られない状況が発生してしまいます。
『病児保育室』では、そのようなお子さんを医師、看護師、保育士が連携してお預かりします。
▼利用時間：月～金曜日　午前8時30分～午後5時30分
※利用方法や対象等、その他詳細は「こまえ子育てねっと」（QRコード）をご確認ください。

QRコード

居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成金のご案内

お子さんが病気で保育園や学校に行けず、保護者が自宅で子どもの看護ができないときに、ご自宅に派遣されたベビーシッターが保護者に代わって子どもを看護する『訪問型』の病児・病後児保育を利用した場合に、その利用料金の一部を市が補助します。
※詳細は「こまえ子育てねっと」（QRコード）をご確認ください。

QRコード

１７　保育施設・事業の申込についてよくある質問

Q 12月～２月頃までに出産予定ですが、申込みはできますか？（４月入所利用調整）

A 申込みは可能です。ただし、令和９年２月３日（水）以前の出生児で、生後57日目以降受入れ可能な保育施設に限り、新年度利用調整会議の対象となります。申込用紙の名前の欄は「出産予定」とし、生年月日は予定日をご記入ください。出産後、狛江市児童育成課保育・幼稚園担当までご連絡ください。実際の出産日が令和９年２月４日（木）以降になった場合、４月入園はできませんので、ご了承ください。

Q 育児休業を取得している場合でも入園ができますか？

A 育児休業を取得している場合は、原則として入園の対象となりません。ただし、復職する月からの入園ができます。月の初日に復職する場合は、その前月からの入園の申込みができます。なお、復職後には復職証明書を提出していただきます。詳しくはP.４をご参照ください。

Q 今仕事を探しているのですが、その場合でも申込みはできますか？

A 現在仕事をしていなくても、仕事を探されている場合は、入園の申込みができます。入園することが決まった場合は、保育施設に入園した日から２か月以内に仕事を始めていただく必要があります。

Q 第１子が保育施設に在籍していますが、第２子出産時に育児休業を取得しました。第１子は在籍を継続できますか？

A 出産後、第２子が満１歳になる年度の翌年度の４月末までは継続して通園することができます。 詳しくは、P.20をご参照ください。

Q 転職をするが、継続通園のためにどれくらいの時間の勤務が必要ですか？

A 最低でも、週３日以上かつ週12時間以上の勤務契約が必要です。また、転職の際には、P.20をご参照の上、届出の手続きをお願いします。

Q 令和８年11月20日（金）までに申込みが間に合いませんでした。二次選考の申込みはできますか？（４月入園利用調整）

A 二次募集はありません。締め切り後の入園申込みは令和９年５月１日入園以降の入園申込みとなります。表紙の令和９年度年度途中の申込受付期間と利用調整会議日程一覧をご覧ください。

Q 希望保育施設の記入欄で、希望順位によって利用調整上有利・不利はありますか？

A 希望施設の数や順位によって、有利・不利になることはありません。通える範囲で通いたい順番に記入してください。なお、利用調整は、まず世帯の利用調整指数を決めて、指数の高い世帯から希望しているすべての保育施設の空き状況を見て、空きがある希望順位の高い保育施設から内定をしていく仕組みになっています。

Q 保育施設の見学はできますか？

A 保育施設の見学は施設への事前予約が必要です。予約は、「保活ワンストップサービス」または「電話」で受け付けておりますが、施設により方法が異なります。まずは、以下のQRコードからこまえ子育てねっとへアクセスし、保活ワンストップ専用サイトをご確認ください。当サイトに登録が無い施設は、事前に直接保育施設へ連絡し、見学予約をしてください。

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。（ホーム＞検索＞保活ワンストップ＞保活ワンストップサービス）

保活ワンストップサービス

また、園庭開放等の機会を利用して保育施設で在園児と一緒に交流を持つこともできますので、ぜひご利用ください。園庭開放日は、こまえ子育てねっとに案内を掲載しておりますので、以下のQRコードからご確認ください。

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。（ホーム＞キーワードから探す＞幼稚園・保育園・保育サービス＞サポート＞保育園園庭開放）

園庭開放

Q 時短勤務や産前産後休業・育児休業に入りますが、何か手続は必要ですか？

A 不要です。保育の必要量を保育短時間（８時間）へ変更を希望される場合は、下記のQRコードをご確認の上、子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請書をご提出ください。

QRコード

Q 入園の申込みをしましたが、入園保留となってしまいました。翌月以降も申込みが必要ですか？

A 入園の申込みは年度内に限り有効です。新年度当初入園で申込んだ方は、その年度中の入園希望については、再申込みは必要ありません。
ただし、令和９年度中に入園が保留のままの方が、令和10年４月以降も入園を希望される場合は、改めて令和10年度の申込も必要となります。
ご希望の保育施設に空きが生じた場合は、その都度、利用調整の対象となります。勤務の状況など変更がありましたら、その都度、就労証明書等を提出してください。

１８　保育施設紹介（別冊）

狛江市内の認可保育施設の基本情報を紹介する資料は、こまえ子育てねっとに掲載しています。

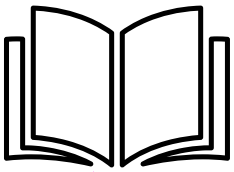

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。
（ホーム＞キーワードから探す＞幼稚園・保育園・保育サービス＞令和９年度保育施設入園申込関連書式）

QRコード

狛江市役所児童育成課の窓口には、園紹介ファイルを配架しています。各保育園の先生方が作成したもので、こちらでも各保育園での生活の様子をご覧いただくことができますので、保育園の申込の際に参考にしてください。

☆狛江市立保育園電話育児相談と親子保育体験のご案内☆

狛江市立保育園では狛江市在住の方を対象に「電話育児相談」、「親子保育体験」を実施しています。

電話育児相談

経験豊富な保育士が育児に関するご相談をお受けいたします。

親子保育体験

親子で保育園の体験をしませんか。

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。
（ホーム＞キーワードから探す＞幼稚園・保育園・保育サービス＞交流・相談＞令和８年度狛江市立保育園電話育児相談と親子保育体験のご案内）

QRコード

令和８年度における詳細は、上記のQRコードからこまえ子育てねっとへアクセスしご確認ください。なお、令和９年度における日程は、令和９年４月以降に掲載いたします。

～MEMO～
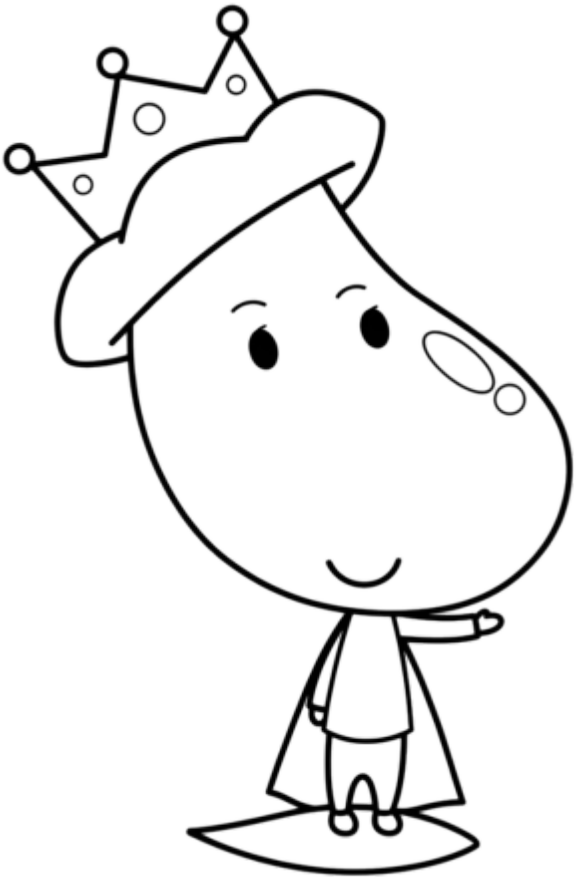
ぬ　り　え